

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成27年3月18日（第10日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから、平成27年度第1回平泉町議会定例会第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐々木雄一君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査申し出を行います。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）高齢化社会に向けた対応策について、（2）人口減少と定住策について、（3）教育環境の整備について。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

ただいま報告のあった総務教民常任委員会の閉会中の継続調査の申し出については、議決を必

要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

なければ次に進行いたします。

議長 (佐々木雄一君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番 (石川章君)

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1)社会基盤施設について、(2)農業振興策について、(3)観光振興策について。

以上、よろしくお願いします。

議長 (佐々木雄一君)

ただいま報告のあった産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

なければ次に進行いたします。

議長 (佐々木雄一君)

日程第3、請願第1号、立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5番 (寺崎敏子君)

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願審査報告書。件名、立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める

請願。

審査の結果、採択すべきものというふうに決まりました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これから、請願第1号、立憲主義及び平和主義を否定する「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（発言する声あり）

議長（佐々木雄一君）

今、起立……、議事進行に関してですか。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

先ほどの委員長報告が採択ということでございますが、その内容、審査の内容等を聞こうと思っておりましたが、いきなり起立になってしまって、進め方にちょっと問題があったのではないかなというように思います。

議長（佐々木雄一君）

お座りください。

内容を求めるということですね。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

今まではそうしてきました。

議長（佐々木雄一君）

暫時休憩とします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時18分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

採決に入るのに間がなかったというご意見ですので、その部分は了解しましたので、総務教民常任委員長の報告がありましたから始めたいと思いますが、それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

ただいま報告がありました。何かご意見ございますか。

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

無駄な時間過ぎました。いずれ、こういう問題は総務教民で審査したということですから、審査のいい悪いではなくて、流れとして、どういう審議内容だったべなというようなことを聞こうと思って私はいました。ところが、いきなり採決ですから、流れとすればそういうことはありません。議長も私も5期やってきました。かつてないことですから、わかりますね。そういうことではなく、もっとスムーズに流れるようにやって頂戴よ。何ですか、大体にして。

そういうことで、審査の内容を若干、こういうことだったよということだけを聞けば何も問題はありますから。よろしくをお願いします。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

それでは、審査の意見等を若干お話ししたいと思います。

この請願の願意について反対意見もございました、少数でございましたけれども。この件については、国の存立を全うするために、国民を守るための切れ目のない安全保障法の整備であるということで、今の国際社会への対応についてはこの行使もやむを得ないだろうというご意見がありました。

それから、賛成たる意見としては、国会審議を経ず閣議決定ということで強行で、まだまだ議論を尽くさなければならぬのではないかということなので、多数の賛成がありました。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

はい、了解です。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

それでは、ここで採択を……

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

先ほど千葉勝男議員が言ったとおり、間がちよっとありませんでしたから私も立ってはみましたが。

今の件につきましてですが、この集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法政策ということで、私は中東情勢のときにも金だけやっていいんだというようなこともあり、金だって、小沢さんときだったかね。中東情勢のときにはお金を出して何とか、いろいろ、これは国際的にもちょっとあれだったのですけれども。中にそういったのも含めながらすると、この集団的自衛権というのは、やはりそういう支援については金とか金銭的ではなくて、やはり相手が困る、アメリカでしようけれども、これの同盟国、こういったものに対しての支援というのはそればかりではな

く、全てというところちょっと私も反対だなということに、その辺のあたりは何も議論しなかったのかどうなのか。この全ての立法政策をおかないことをという全てについては。ただ協議、これから閣僚内で、閣僚でなくて、内閣の閣議を得ないでやったということについては、私もそのとおりもっと議論すべきだなと思いますが、この立法政策を行うことを求めるというところに、そのところ何か話あったのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

今の3番議員のような詳しい内容についての審議はしなく、この願意に求めることで先ほど説明したとおりでございます。

議長（佐々木雄一君）

進行してよろしいですか。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐々木雄一君）

起立多数。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第4、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、北上川治水事業について。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第5、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は調査中の事件について、閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査について。

よろしくお願いします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第6、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申し出書でございます。

本委員会は調査中の事件について、閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、議会改革調査についてであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま議会改革調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第7、議案第8号、平泉町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号、平泉町行政手続条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成26年6月13日に行政不服審査関連三法が可決、公布されたところでございます。この三法につきましては、行政不服審査法、それから行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、もう一つが行政手続法の一部を改正する法律でございます。今回の条例の改正につきましては、3番目に申しあげました行政手続法の一部を改正する法律に基づきます条例制定の内容の一部を改正するものでございます。

それでは、議案第8号の参考資料、平泉町行政手続条例新旧対照表によりまして説明をいたします。

初めに、目次の改正でございますけれども、現行欄の「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を、改正後欄の「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）」に改め、その次に「第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」を追加しようとするものでございます。

次に、附則の改正でございます。現行欄の第3条中、「第4章」を改正後欄の「第4章の2」に改めまして、現行欄の第5号中、「名あて人」を改正後欄の「名宛人」に、現行欄の第6号中、アンダーライン部分、「かかわる」を改正後欄のアンダーライン部分、「関わる」にそれぞれ平仮名表記から漢字表記に改めようとするものでございます。

次に、改正後欄の行政指導の方式、第33条を第1項の次に、第2項といたしまして、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対しまして、以下に規定する第1号から第3号までの内容を示さなければならない旨を追加します。

参考資料の2ページをお開きください。

現行欄の第2項と第3項を改正後欄の第3項と第4項に繰り下げ、現行欄第2項のアンダーライン部分「前項」を、改正後欄第3項のアンダーライン部分「前2項」に改め、現行欄第3項第2号のアンダーライン部分に、改正後欄第4項第2号のアンダーライン部分、「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること等）」以下の記載のとおりの内容を挿入し、改めようとするものでございます。

次に、改正後欄の第34条の次に、「（行政指導の中止等の求め）」としまして、第34条の2第1項として、「法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと考えるときは、当該行政指導を行った行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされた場合はこの限りではない」旨の規定を、第2項では、前項の申し出を行う際は、以下に規定する第1号から第6号までの内容を記載した申出書を提出することを規定し、参考資料の3ページをごらんいただきたいと思います。第3項では、当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない旨の規定を新たに定め、追加しようとするものでございます。

次に、改正後欄の第34条の2第3項の次に、第4章の2 処分の求め、第34条の3第1項として、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がなされていないと考えるときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をするを求めることができる旨の規定を、それから第2項では、前項の申し出を行う際は、以下に規定する第1号から第6号までの内容を記載した申出書を提出することを規定し、第3項では当該行政機関は第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならない旨の規定を新たに定め、追加しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、平泉町行政手続条例の一部を改正する条例の採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第8、議案第9号、平泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書3ページをお開きください。

議案第9号、平泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の補足説明をさせていただきます。

まず、今回の条例の趣旨についてでございますが、これまでは保育所の保育料は児童福祉法に徴収根拠を置き、保育の実施に関する条例施行規則に保育料が規定されておりました。また、幼稚園の保育料につきましては、幼稚園設置条例で保育料が規定されておりました。子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、または認定こども園は、公立、私立問わず、同じ施設型給付となることから、利用者負担額の基準を統一して定めようとするものでございます。また、新制度で新設される地域型保育事業の利用者負担額についても本条例で定めようとするものでございます。

それでは、この条例でございますが、この条例は第1条から第4条までの構成となっております。

第1条、趣旨でございますが、この条例の根拠となる法律等を規定しております。子ども・子育て支援法では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の利用者負担額、ここでは保育料になりますが、国が定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が定めることとされたことから、必要な事項を定めることを規定したものでございます。

第2条でございますが、利用者負担額は公立、私立を区分せず、保護者の世帯の所得の状況等を勘案して、市町村が定める額は政令で定める額を上限として、規則で定めることとしております。なお、この条文の中の法第27条第3項第2号は、幼稚園、保育所、認定こども園の利用者負担額を指しております。また、法第28条第2項各号は、特例で幼稚園、保育所、認定こども園を

利用した者の利用者負担額、法第29条第3項第2号は、地域型保育事業の利用者負担額、法第30条第2項各号は、特例で地域型保育事業を利用した者の利用者負担額というふうになります。

第3条、利用者負担額の減免については、災害、その他の事情により利用者負担額の減免の必要が生じた場合に対応できるよう規定しております。

第4条は条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

次に、附則として条例の施行の日を子ども・子育て支援法の施行日である平成27年4月1日から施行いたします。

また、附則の2として、市町村は当分の間、特定保育所、これは私立保育所になりますが、に委託した場合は国が定める基準により費用を委託料として支払うことになっており、委託した市町村は支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとなるため、経過措置期間内の利用者負担額について定めたものでございます。

次に、附則の3でございますが、私立の幼稚園等については、これまでの私学助成と幼稚園就園奨励費補助にかわり施設型給付費が園の運営費となりますが、現在の私学助成は都道府県により大きなばらつきがあり、新制度で全国一律に統一することは困難なことから、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて、施設型給付費と支給することとしております。ここでも利用者負担額は保護者の世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定めることとされていることから、経過措置期間内の保護者負担額を規定したものでございます。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第9号、平泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第9、議案第10号、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書4ページをお開きください。

議案第10号、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の補足説明をさせていただきます。

まず、この条例は子ども・子育て支援法等の施行に伴い、平泉町立幼稚園設置条例と保育所設置条例のそれぞれの一部改正と保育の実施に関する条例の廃止について、一括して関係条例を整備しようとするものでございます。

まず、第1条と第2条についてでございますが、新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料の4ページをお開きください。

まず、第1条、平泉町立幼稚園設置条例の一部改正でございますが、第3条は改正、現行、保育料等の額を規定しておりますが、現行の下線部分を改正後の下線部分、「保育料の額は、平泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額（町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）とする」とし、現行第4条を削除し、第5条の保育料の減免に係る条項を改正後第4条として、「町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる」と改めるものでございます。

なお、現行の第6条、第7条は削除し、第8条補則になりますが、を第5条とし、幼稚園の管理その他に関し必要な事項は、「教育委員会が別に」定めると改めようとするものでございます。

次に、第2条、保育所設置条例の一部改正でございますが、第3条保育料では、「保育料の額は、平泉町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額（町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）とする」と定めようとするものでございます。また、第2項として、保育料の減免については、「町長は災害、その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる」というふうに定めようとするものでございます。

次に、議案書のほうの4ページに戻っていただきまして、第3条、保育の実施に関する条例は、廃止するについてでございますが、これまで保育については、児童福祉法第24条第1項の規定により、保育の実施に関する条例で保育に欠ける要件を定めて保育を実施してまいりましたが、新制度では、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において児童福祉法が改正となり、保育の実施基準を市町村が定める旨の規定が削除されたため、当条例を廃止しようとするものでございます。なお、新制度では、子ども・子育て支援法施行規則で定める事

由により、保育が必要とする児童について保育を行うこととなります。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この3条のところちょっとお聞きいたします。

要するに、町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額と、こういうふうにありますけれども、上限は国で決まっていますけれども、あとはその保育料については各市町村で独断で決めていいのだと、こういうようなことなのですけども、もし、平泉に居住している者が一関なら一関の保育園に預ける場合、そちらの保育料とこちらの保育料が違った場合、その辺はこれを見ると、居住している区域の保育料を納めるんだと、こういうような形のように私解釈しました。万が一、平泉の保育料よりも向こうに行ったとき高くなった場合は、どういうふうになるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

町に居住する方、平泉に居住する方が他の市町村の保育所を利用する場合というのがございます。そういった場合は、平泉町の規定する保育料をそちらの施設のほうで徴収していただくという形になります。実は、これまではこのケースの場合は、平泉町が規定する保育料を平泉町が徴収しておりました。が、新制度では平泉町が規定する保育料は当該の預ける施設が徴収すると。そこが公立の場合は、その市町村が徴収するという形になります。逆もそのようになります。

それでお尋ねの違う場合がございます。それはそれぞれの市町村に定める保育料、あるいは幼稚園の保育料になります。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

私からは、その第3条の2番、町長は、災害その他の理由によって特に必要と認めたときは保育料を減額する又は免除するということは、災害というのはどういう災害でしょうか。該当する災害。

議長（佐々木雄一君）

質問の途中ですが、ここで休憩にしたいと思います。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

災害の場合の減免についてでございますが、現行では災害等のため所得または財産が著しい損害を受けたことにより、生活の維持が著しく困難になった場合といったような表現でございますので、新制度においてもこういったような形になるというふうには思います。それで、災害というのは地震であったり、あるいは水害であったり、あるいは火災であったりといったような、いろんなケースが考えられると思いますが、その結果として、その方の所得が著しく低下するといったような場合が想定されるかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから、議案第10号、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第10、議案第11号、児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書5ページをお開きください。

議案第11号、児童クラブ条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

まず、経過でございますが、児童クラブにつきましては、これまで町がすぎのこクラブ運営委員会に運営を委託して、放課後児童健全育成事業を実施してまいりましたが、長島地区にも児童クラブが必要であるという保護者の要望を受けまして、昨年来、地元のPTAの方々などが中心になって準備を進めてまいりました。今般、地元の運営委員会が設立され、4月から長島地区の児童クラブ開設の運びとなったところでございます。

それでは、改正条例についてでございますが、参考資料の5ページによりご説明を申し上げます。

第2条中、改正前の表を改正後の表に改めようとするものでございますが、すぎのこクラブの次に、「たばしね児童クラブ」を付け加えるものでございます。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第11号、児童クラブ条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第11、議案第12号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書 6 ページでございます。

議案第12号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に関する補足説明をさせていただきます。

今回の道路占用料徴収条例の一部改正は、道路法第39条において道路管理者は道路の占有につき、占用料を徴収することができることとされております。占用料の額は、民間における地価水準、これは固定資産評価額及び地価に対する賃料の水準の変動率を勘案して算定されるとされております。国は平成26年度において、平成24年度に行われました固定資産評価額の評価替えと地価に対する賃料の水準の変動額を踏まえた改正を行いました。このため、国、県に準拠した内容で道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料 6 ページから 9 ページまで記載のとおりでございます、改正後につきましては、固定資産評価額の下落に伴い占用料は下がるというふうになっております。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

これは結局安くなるというようなことで、おのずと財政のほうにも響いてくるのではないかと。一般宅地も固定資産税の見直しというのがあって、それで下がるというような問題もある。これも同じように下がるというようなことだと思うのですけれども、これによって財政を、大体総額で幾らぐらい、これになると安く、要するに減収になるのか。あるいは、その減収になった分は例えば減債基金とか、そういったようなので補うことができるのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の改正に伴います徴収料の額につきまして申し上げますと、平成26年度の見込みで申し上げますと、まず改正前でございますけれども、133万2,000円ほどが今回の改正に伴いまして平成27年度におきましては、107万8,000円ほどになるということで、額にしますと26万円ほどの減額というふうになります。これに伴う財政措置等は特にはございません。

議長（佐々木雄一君）

いいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

進行いたします。

質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第12号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第12、議案第13号、町営住宅等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長 (鳥畑正彦君)

それでは、議案書8ページでございます。

議案第13号、町営住宅等条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、町営泉屋住宅に入居していた方が平成26年10月に退去したことに伴い、泉屋住宅が空き家となりました。平泉町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅用宅地以外の活用を図るため、用途廃止の手続を行うものでございます。

また、あわせて参考資料10ページをお開きいただきますが、町営住宅第3条関係の別表でございますけれども、参考資料10ページのとおり、それぞれの町営住宅団地の位置について適切な表示に改めようとするものでございます。なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 (佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、寺崎敏子議員。

5番 (寺崎敏子君)

この条例改正についてですが、泉屋団地のその団地に入っていた方が10月に退去したというこ

となので、1人だったのか、何棟だったのか。それから、まずその跡地を何かの利用にするという考えがあるのかどうかということをちょっとお尋ねします。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

入居されていた方は1人、1名でございます。それで、建物につきましては2棟3戸が残っております。今後の活用につきましては、今回この条例に伴いまして町営住宅用地という用途から外れますので、今後については他の用途ということで、結果的には定住化促進プロジェクトチーム等とその宅地の用途については今後検討されていくというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

そうなりますと、解体は今年度に入っているわけですか。お願いします。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

解体につきましては、平成27年度予算で計上しておりますので、平成27年度に解体して更地にするという予定でございます。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

住宅以外の用途にというような説明がございました。利用ということでありました。では、その間、どういうふうにしているのか。以前私も質問したことございました。もうとにかく草だらけで、わけわからないというようなことで、議会だよりも写真載ったいきさつもございました。非常にあそこは人通りがある、あるいは観光客が伽羅之御所を見るのに間違っ来たりなんかするってというような地域でもございます。ぜひ、次の計画が出るまでの間、管理をきちっと、どういふふうなことにしてまずするのだから、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先ほどお話ししましたように、平成27年度中に解体をして更地にするということですので、平成27年度中はそれほど荒れるということはないとは思いますが、それ以降につきましては、確かに前にそういう他の事例がございましたので、そういうことのないように町の建設水道課、あるいは担当がどこになるかわかりませんが、いずれどちらにしましても、場所的にも歴史景観地区でもありますので、景観に配慮した管理は今後ともしていきたいというふうに思いま

す。

議長（佐々木雄一君）

休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

泉屋住宅の件に関しましては、これはもうずっと前からどうするのかという話をしていたのですね。一番最初に言ったのは、鈴木和博町長のときに話をしたことがございます。

それで、その間、これ時間経っているのですが、やっぱり空き地にしたくない、今、空き地、空き店舗多いわけでありますので、そういう意味では空き地にしたくないという気持ちは誰もが思っているところがございます。そういう意味で、前は鈴木和博さんのときは公園化するという話をやっておたわけなのですが、その準備ができたときに、すぐその行動に移れるような形をやっぱりとっておかなければいけないのではないですか。その準備をとって行ってすぐ、そういう形ができればすぐ移行できるという話を内々からも話し合っていかなきゃいけないかと思うのですよね。急にそこあいたから何かするか考えてみますという話ではなく、やっぱりこれからはその準備をして、そこがあいたときにすぐ違うのに移行できるという、そういう考えを持っていかなければ物事はスムーズに進んでいかないかと思います。その点について質問をいたします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員のおっしゃることもそのとおりかと思いますが、いずれ入居されている方がおりますと、例えば、はっきり来年の3月には退去するとか、そういう状況がきちっとあればまだ考える部分もあると思いますが、ただ、いつ退去されるかわからない状態の中で、5年も10年も先を見越しでやれということなのだろうとは思いますが、ただ、そういった状況もやっぱり考えながら対応していかななくてはならないというふうに思っております。

今、子ども・子育て支援会議の中でも、公園といいますか、そういったお話も出ておりますし、あの地域でどういう形で今後用地を利用していくかということも若干、若干という言葉が適切かどうかわかりませんが、協議している段階ではあります。ただ実際、今すぐ新年度で撤去できる状態になりましたので、いずれ今度は後期計画の中で、平成27年度は特にそれを協議しなくてはならない、そういう場所でもありますので、なお検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

すみません、この5カ所の団地の個々の面積はどのくらいになっているのですか。それをちょっとお知らせください。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

既存の住宅団地の敷地の面積ということでよろしいですか。

それではお話ししますと、まず泉屋団地につきましてですが、面積は1,194.8平方メートル。次に、大沢団地については811.9平方メートル。花立団地については2,288.9平方メートル。大佐団地については3,172平方メートル。高田前団地については1万3,720平方メートル。上野台団地につきましては1万8,105平方メートル。

繰り返しますと泉屋団地が1,194.8平方メートル。大沢団地が811.9平方メートル。花立団地が2,288.9平方メートル。大佐団地が3,172平方メートル。高田前団地が1万3,720平方メートル。上野台団地が1万8,105平方メートルでございます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

トータルするとかなりの面積でございますが、これらに先ほど町長もいろいろと話しておりましたが、やっぱりこれらを再度、貸家にして人口を増やすというような形にとれば最高ではないかなと思っておりますが、その辺はどのように考えていますか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど課長の答弁にもありましたが、少子定住化構想の中でも、先ほど私が答弁したのも含めてなのですけれども、定住化構想の中での住宅の、さらに分譲とかも含めながら、また、先ほど子育て支援の会議でも出ております公園化とかも含めながら、総合的な判断の中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。一本化に今絞られた、そういう内容ではないということになります。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第13号、町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第13、議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長 (岩淵毅志君)

それでは、議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連します平泉町特別職報酬等審議会条例の一部改正と教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止をしようとするものでございます。

それでは、議案書並びに参考資料により説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、教育長が特別職と位置づけられましたことから、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に教育長の給料額を規定する必要が生じたところでございます。

その前提として、平泉町特別職報酬等審議会の意見を聞くこととなっておりますことから、本文第1条と、それから参考資料の10ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

参考資料の10ページの議案第14号の参考資料でございますけれども、平泉町特別職報酬等審議会条例の一部改正といたしまして、当該条例の現行の第2条中のアンダーライン部分、「及び副町長」を改正後欄の「、副町長及び教育長」に改めようとするものでございます。

それから議案書のほうに戻っていただきたいと思いますけれども、第2条では、現在の一般職

としての身分の教育長に適用されております教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は、今後適用されないこととなることから廃止しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、第1項では施行期日を平成27年4月1日と規定しようとするものでございます。

第2項では、平泉町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置といたしまして、新教育長の任命のために必要な行為は事前に行うことができると法律で定められていることから、新教育長の給料月額を審議することを規定しようとするものでございます。

第3項におきましては、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止に伴う経過措置といたしまして、現教育長の在任中は従前の制度が適用されることを規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第14、議案第15号、平泉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号、平泉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の補足説明をさせていた

だきます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第11条第5項の規定に基づき、新たに制定しようとするもので、現行制度は教育長は一般職であるため地方公務員法が適用されており、職務専念義務につきましても一般職の条例が適用されておりましたが、新教育長制度では特別職として位置づけられますことから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、議案書により説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の制定の趣旨と根拠法令を規定しようとするものでございます。

第2条では、職務に専念する義務は一般職の職員の例によることと、義務の免除を承認するのは教育委員会であることを規定しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、第1項では施行期日を平成27年4月1日と規定しようとするものでございます。

第2項では、経過措置といたしまして、現教育長の在任中は現条例、この条例を適用しないことを規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第15号、平泉町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第15、議案第16号、平泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書11ページでございます。

議案第16号、平泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。初めに、改正するに至った経過についてご説明をいたします。

現在の当町の水道料金は平成19年7月に改定したもので、この間、水道事業運営に当たっては、安全・安心な水道水の安定供給を念頭に、経済性、効率性を重視し、経常経費の節減、建設改良事業の精査及び借り入れ利率の高い企業債の繰り上げ償還などを行ってまいりました。

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災の影響により、一時給水収益が減少いたしました。が、同年6月の世界遺産登録による観光客の増加等により、平成23年度の給水収益が増加し、平成23年度決算において収益的収支で純利益を計上しております。しかしながら、平成25年度決算においては給水収益が減少し、前年度に比べ純利益は大きく減少いたしました。

こうした状況を踏まえ、町では平成26年度から平成31年度までの水道事業の財政収支計画により今後の見通しを推計をいたしました。その結果、今後、人口減少等により給水収益の減収が見込まれる一方、老朽化している水道施設の更新に伴い建設改良費の増加が見込まれることから、現行の料金水準では水道事業の健全な経営の確保が困難であることが判明いたしました。

このため、平泉町上下水道事業運営協議会に平成26年7月23日に水道料金についての調査審議をお願いいたしました。上下水道運営協議会において4回ご審議をいただき、水道事業の健全な経営を維持し、将来も安定して供給できるため、平均で9.18%の料金値上げが必要であるとの答申をいただいたところでございます。このような経過に基づき、適正な水道料金への安定を図り、今後の水道事業の健全経営の確保と安定的かつ持続的な水道水の供給を行うため、条例の一部改正を行おうとしたものでございます。

次に、条例の改正内容についてご説明をいたします。

平泉町水道事業給水条例第22表の表中、別紙参考資料をお開きいただきますが、11ページのとおり、1、一般家庭用の用途については、現行では基本料金が1,760円であるものを、改正案では1,930円に、また、超過水量1立方については220円であるものを改正後は241円に、営業用大口については、基本料金は2万2,100円を2万4,200円に、超過水量については260円から285円に、営業用小口については、基本料金4,320円を4,640円に、超過水量については250円を274円に、団体用については基本料金4,120円を4,520円に、超過水量については250円を274円にそれぞれ改正しようとするものでございます。また、附則として、この条例は平成27年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

水道の関係で、管が古くなったのだけ、新しくかえなきゃいけないという部分もあるかと思

いますけれども、大体漏水部分、漏水関係は金額とすればどのくらいの漏水の量になるんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

その漏水部分なんですが、どこでも漏水は必ずあるものだと思います。その都度直しておるわけですが、基本的には県内、平均して平泉というのは漏水部分が多いのだろうかということなのですよ。その点をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

漏水が多いか少ないかという場合は、有収率という率で一般的にお話ししますと、うちのほうの有収率は約80%弱ということで、これは県内で高いほうではございませんし、低いほうでもないというふうに捉えていただきたいと思います。ただ、平泉町のような小さな水道事業体であれば、1回漏水しますと全体の水量が非常に小さいものですから、非常に有収率はその年々で大きく違うということがございます。ただ、毎年のように漏水調査を専門業者をお願いしまして、上水も、簡水もそれぞれ年に1回行っておりますし、それに伴う漏水修理も逐次行っているということで、平均として80%を維持しているという状況にはあります。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

かなり寿命が来て腐食しているというようなお話で、交換という時期に来ているということでございますが、実際的に何キロぐらい腐食している、現在の段階で何キロぐらいまで腐食しているか。また、年次計画でどのくらいずつ新しく埋設替えていくのか、その辺をちょっと。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この老朽管の布設計画ということで延長ということではないのですが、上水については今後毎年のように平均で2,500万から3,000万ほどの漏水管の布設替えが必要だろうというふうに見ておりますし、簡水につきましては1,200万の布設替え等の、これは上水施設も含めた今後の維持管理について、それくらいの額を今後見込んでいくという経営でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

本町の上水道の条例の中に、この料金改定の見直し時期というのは何か明確に出てないふうに見えました。収支計画の中に、たしか4年だか5年に1回ずつ見直してきているというような形があったように感じております。

それで、以前は今から二、三年前に、もうとっくに見直してやんねくてねがったのが、結局世

界遺産の関係で需要が多くなったというような関係で、それをそのまま来たと。それが今日の改正に延びてきたと、こういうふうに私解釈しているのです。

そこで申し上げますけども、今非常に消費税上がったり、物がいろんなものが上がっている。それで、消費者は非常に、全ての物が上がって、それに給与が追いつかないというふうに全国的に叫ばれているときに、今上げると非常に消費者は、住民は非常に苦しいと思うのですけれども。そこでお聞きします。本町で、やはり基金のほうがいっぱい貯まったから安くするとかということではなくて、やはり固定資産税みたいに、きちっと4年なら4年、5年なら5年という形で見直すというふうに条例でちゃんと盛り込まなくてはいけないのではないかな。それで貯まったら貯まっても構いません。それならそのまま延長しましょうかというような形に持っていくのが筋だと思うのですけども、私言いたいのは、そこできちっと決まった4年とか5年とかというような条例化してきちっと見直す時期が必要ではないかと思うのですけども、その辺はどういうふうに考えているか。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この料金改定につきましては、お話ししたとおり平成19年7月に前回はやっております。その中で、その算定期間というのは5年間ということを見ておりましたので、議員お話しのとおり平成24年度には改定するという流れでございましたけれども、先ほど言った説明のとおり、震災、あるいはその後需要が増えて純利益が増えたということで今回まで延ばしたということで、今回の料金値上げにつきましても、平成27年度から平成31年度までの5カ年の今後の収支の予想を立てております。その5カ年といいますのは、それを3年あるいは10年でも、期日は決まってはおりませんが、事務方とすれば正確に見積もりを推計できる期間として、5年が適当であろうということで5年ということで、正確性の問題から5年ということで今回の料金改定については5年間の収支を見て、その5年間で経営が成り立つ料金を今回上程をしたという形でございます。ですので、これをあるいは5年、あるいは7年というふうにきちんと決めるとした場合でも、やはりそのときの社会情勢等で変更もあり得ると思いますし、逆に何らかの事故等で5年で見ていたものが前倒しして3年で、あるいは料金の改定をしなければいけないということもございますので、その辺は期日を定めなくて、そのときの経営状況に応じて料金改定ができるということのほうを経営上はよろしいのではないかなというふうには考えております。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第16号、平泉町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (佐々木雄一君)

起立多数です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決しました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第16、議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長 (岩淵毅志君)

議案書12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

12ページの裏をお開きください。

今回の変更は戸河内辺地の当初計画の事業のうち、道路改良事業、これは町道桐畑線でございますけれども、の事業費が増額となりますこと、また、区域内児童の通学に必要な通学バスが老朽化に伴う更新時期を迎えたことに伴い、新たに購入が必要となることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、第1次変更として整備計画を変更しようとするものでございます。

それでは、参考資料の最終のページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

資料の上段、変更前でございますし、下段が変更後でございますけれども、比較しながらごらんをいただきたいと思います。

変更前の公共施設の整備計画では、整備施設は町道、橋梁のみの事業費5,000万円で行ってまいりましたが、変更後の公共施設の整備計画では、町道桐畑線道路改良工事の工事費増に伴う整備施設、町道、橋梁の事業費6,724万9,000円の増額と、通学上の不便をきたす同区域内の児童・生徒の通学の利便性を図ることを目的に導入しました通学バスが老朽化に伴う更新時期を迎えたことに伴い、新たに購入が必要となりましたことから、整備施設として通学施設の増、その購入に必要な事業費780万円の増額をあわせまして、議案書12ページ裏の総合計画第1次変更のとおり変更しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。ございませんか。

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

今回のこの整備によって、この辺地度数が下がるということはあるのかなのか。その辺お聞きしたいと思います。整備することによって、どんどん度数が下がってくるのではないかというふうに私感じているのですけども、その辺お聞きしたい。

議 長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今回の変更する内容の整備が完了したことによって、辺地度数の変更はあるかというご質問でございませけれども、辺地度数の108点には変更はないというところでございます。

議 長（佐々木雄一君）

そのほか。

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

桐畑線の増額ということのようですが、桐畑線の進捗率はどれぐらいいっていますか。ちょっとお聞きしておきます。

議 長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

桐畑線の進捗率についてお話ししますと、桐畑線については延長で680メートルを計画をしております、そのうち今現在580メートルほどが道路改良が終わっております。ですので、あと残っておりますのは100メートルの道路改良と最後に行う予定の舗装というのが残っているという状況でございます。

議 長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございますか。

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

この辺地の概況は、泉ヶ城、東郷とか、こういう戸河内なのですが、これ桐畑線にかかわらず、これは生かせるのかどうなのか、他の事業に。これは戸河内で例えば桐畑線ですが、こういったものが辺地点数、度数が108点でございませけれども、これが他の事業費、戸河内の、他の事業に生かせるのかどうなのか、その辺はどうなのか。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

現在の段階で辺地区域内での整備計画は、今回の変更も含めまして、桐畑線の改良とスクールバスの導入のみの2つの事業の計画だけでございますので、今後、その他の施設整備が必要、辺地債を導入した施設整備が必要だということになれば、さらにまた変更を加えながら対応していくという方法あるものでございますけれども、今現在、本日提案させていただく内容では、この道路改良とスクールバスの購入のみの2事業のみに対しての適応でございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第17、議案第18号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

説明に入らせていただく前に、歳入歳出補正予算事項別明細書の中の説明欄中に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。訂正いただく箇所につきましては、議案書31ページの裏でございます。31ページの裏の3目、道路新設改良費、15節工事請負費の説明欄中の町道中学校校門線工事費とございますけれども、町道中学校倉町線でございますので、「校門」の文字を「倉町」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。町道中学校校門線と記載されてございますけれども、「校門」という文字を「倉町」という文字にご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、13ページの裏、第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税2,641万円、1 項町民税1,835万4,000円、これには法人の現年課税分1,905万9,000円が含まれております。2 項固定資産税16万6,000円、3 項軽自動車税11万円の減、4 項町たばこ税800万円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税197万5,000円。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金671万8,000円の減。

12 款使用料及び手数料201万5,000円、1 項使用料220万8,000円、2 項手数料19万3,000円の減。

13 款国庫支出金1,146万8,000円の減、1 項国庫負担金807万7,000円の減、これには児童手当負担金、現年度分でございますけれども、845万5,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金363万円の減、これには地域経済活性化・地域住民生活等緊急支援交付金5,027万4,000円の増額、臨時福祉給付金事業544万5,000円の減額、保育緊急確保事業費補助金526万3,000円の増額、観自在王院跡公有化事業補助金5,047万6,000円の減額が含まれております。3 項委託金23万9,000円。

14 款県支出金2,628万8,000円の減、1 項県負担金371万4,000円の減、2 項県補助金2,173万6,000円の減、これには子育て支援対策臨時特例事業費補助金769万1,000円の減額、保育緊急確保事業費補助金526万3,000円の増額、観自在王院跡公有化事業補助金630万9,000円の減額が含まれております。3 項委託金83万8,000円の減。

15 款財産収入、1 項財産運用収入3,287万7,000円の減、これには土地貸付収入3,287万円の減額が含まれております。

16 款寄附金、1 項寄附金270万1,000円。

次に、14ページになります。

17 款繰入金、2 項基金繰入金2,122万3,000円の減、これには財政調整基金繰入金1,122万3,000円の減額、減債基金繰入金1,000万円の減額が含まれております。

19 款諸収入704万5,000円、2 項町預金利子5,000円の減、4 項受託事業収入2万円の減、5 項雑収入707万円、これには黄金沢土取り跡地活用事業測量登記費用負担金419万2,000円の増額が含まれております。

20款町債、1項町債1,260万円の減、これには道路橋梁改良事業650万円の減額、道の駅整備事業530万円の減額が含まれております。

歳入合計7,102万8,000円の減。

14ページの裏になります。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費479万3,000円の減。

2款総務費299万6,000円、1項総務管理費437万9,000円、これには特別職給料504万9,000円の減額、職員退職手当負担金412万円の減額、財政調整基金積立金3,995万5,000円の増額、人口ビジョン・総合戦略策定委託料907万2,000円の増額、用地取得費2,918万6,000円の減額が含まれております。3項戸籍住民基本台帳費82万2,000円の減、4項選挙費56万1,000円の減。

3款民生費2,700万円の減、1項社会福祉費317万9,000円の減、これには低所得者生活支援助成506万円の増額、臨時福祉給付金419万5,000円の減額、健康福祉交流館特別会計繰出金693万8,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費2,282万1,000円の減、これには児童手当費1,000万円の減額、他市町村措置依頼児童委託費448万1,000円の減額が含まれております。3項災害救助費100万円の減。

4款衛生費675万7,000円の減、1項保健衛生費588万2,000円の減、2項清掃費87万5,000円の減。

5款労働費、1項労働諸費200万円。

6款農林水産業費1,787万5,000円の減、1項農業費2,099万7,000円の減、これには道の駅整備事業実施設計業務委託料332万3,000円の減額、6次産業化推進事業補助金300万円の減額が含まれております。2項林業費312万2,000円。

7款商工費、1項商工費2,117万4,000円、これにはプレミアム共通商品券発行業務委託料1,400万円の増額、外国人観光客誘致プロモーション活動事業補助金343万4,000円の増額が含まれております。

8款土木費109万1,000円の減、1項土木管理費10万円の減、2項道路橋梁費1,664万3,000円の減、これには測量設計業務委託料449万7,000円の増額、平泉スマートインターチェンジ調査業務委託料370万9,000円の減額、町道中学校倉町線工事費396万7,000円の減額、用地取得費654万5,000円の減額が含まれております。3項河川費147万9,000円の減。次、15ページになります。4項都市計画費885万5,000円の減、5項住宅費2,598万6,000円、これには土地開発基金から上野台住宅の一部を買い戻すための用地取得費2,574万6,000円の増額が含まれております。

9款消防費、1項消防費790万4,000円の減、これには消防事務委託負担金302万8,000円の減額、車載無線機購入費319万7,000円の減額が含まれております。

10款教育費2,946万円の減、1項教育総務費281万8,000円、これには車借上料489万6,000円の増額が含まれております。2項小学校費83万4,000円、3項中学校費60万9,000円、4項幼稚園費26万円の減、5項社会教育費3,300万1,000円の減、これには土地開発基金から図書館用地を買い戻すための用地取得費3,582万5,000円の増額、用地取得業務委託料529万8,000円の減額、無量光院跡復元整備工事費553万6,000円の減額、文化財用地取得費2,029万8,000円の減額、家屋移転補償

費3,772万円の減額が含まれております。6項保健体育費46万円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費231万8,000円の減。

歳出合計7,102万8,000円の減。

次に、15ページの裏をお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、人口ビジョン・総合戦略策定事業999万2,000円、同じく世界遺産登録5周年プレ事業35万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、低所得者生活支援助成事業638万円。

5款労働費、1項労働諸費、若者等ふるさと就職支援事業200万円。

6款農林水産業費、2項林業費、東稲山の桜情景復活事業420万円、同じく森林総合整備事業96万7,000円。

7款商工費、1項商工費、プレミアム共通商品券発行事業1,400万円、中心市街地空き家・空き地実態調査事業80万円、中尊寺通り賑わい創出事業294万円、外国人観光客誘致プロモーション活動事業343万4,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、平泉スマートインターチェンジ整備事業1,815万2,000円。

10款教育費、1項教育総務費、遠距離地域通学用自動車運行事業489万6,000円、英語教育推進員配置事業193万円、中学生最先端科学体験研修事業17万円。

以上、14事業、7,021万8,000円を平成27年度に繰り越そうとするものでございます。

なお、このうち地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金の執行に伴う繰り越し事業は、平泉スマートインターチェンジ整備事業の1,815万2,000円を除く13事業の5,206万6,000円となります。

次に、16ページをお開きください。

第3表、債務負担行為でございます。

追加でございまして、事項、期間、限度額で説明をいたします。

被災住宅債務利子補給（補修）でございます。期間は平成27年度から平成30年度、限度額、貸付元金640万円に対する利子補給22万2,000円以内の額としようとするものでございます。

次に、16ページの裏をお開きください。

第4表、地方債補正でございます。

変更でございまして、道の駅整備事業の変更前の限度額760万円を変更後の限度額230万円に、道路橋梁改良事業の変更前の限度額8,530万円を変更後の限度額7,880万円に、公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額2,900万円を変更後の限度額2,820万円にそれぞれ変更しようとするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ございませんか。

8番、小松代智議員

8 番（小松代智君）

3点お聞きします。

26ページの裏の健康福祉交流館の特別会計繰出金の693万8,000円、これの内容をお知らせ願えればと思います。

それから、32ページの住宅リフォームの工事、減額ですから大体終わったのだらうと思いますけれども、成果、何棟ぐらいあったのか、その辺のところをお聞かせ願います。

それから、35ページの用地取得、図書館用地となっていますが、あそこはまだ買っていなかったのかなと今さら思うのですが、その辺のちょっといきさつなどお知らせ願えればと思います。

その3点お願いします。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

26ページ裏の28節繰出金、健康福祉交流館特別会計繰出金693万8,000円でございますが、これは繰り出しの追加という形になります。本線会計のほうのいわゆる収支を見込んで、それでも繰り出しをしないとちょっと足りなかったということで、そういう意味で、追加での繰出金ということになります。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

32ページの一番下ですけれども、住宅リフォーム事業の26年度の実施状況についてお話ししますと、申し込み件数は43件ございまして、交付決定額が716万1,000円の見込みでございます。これに伴う全体の事業費については、7,417万4,000円ほどというふうになっております。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

35ページの10款教育費、5項社会教育費の3目図書館費の図書館用地の用地取得費でございますけれども、これにつきましては、もちろん図書館用地ということで平泉町の土地にはなっているわけでございますけれども、現在土地開発基金として、現金ではなく土地で所有しているものでございますから、今回それを土地開発基金から買い戻しいたしまして現金化するものでございまして、面積につきましては、685.66平方メートル全部でございます。金額にいたしましては3,582万5,000円ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

17ページの滞納繰越金なのですけれども、住民税のほうに、町民税のほうについては27.5あるいは固定資産税のほうは18%という目標を立てて今日まで来たのだと思うのですけれども、大体ここでほぼ確定でないかなと思うのですけれども、大体予定どおり行くのか行かないのか、その辺をお聞きしたいということと、あと、これは新年度予算にもありましたけれども、今回19ページのほうに特別史跡の無量光院の保存修理事業3,000何がしと観自在王院の何がしということで、国庫支出金と県の支出金ということで、合わせますと6,200万ほどの結局今回は減額したわけです。

それで、新年度には約2.4倍の1億何ぼ、1億5,000万ほどの予算組みをして、整備が中島のほうを整備するのだというような予算委員会で説明を受けましたけれども、これをやることによって、全体の整備事業の何%ぐらいをここでやればいくのか、ちょっと新年度の予算のほうで質問すればよかったですのですけれども、今のと絡めましてお話ししました。

それと、29ページの若者ふるさと就職支援事業の補助金200万というのは、これはどういう中身のものかお聞きしたい。

以上、3点です。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

17ページの町民税の滞納繰越の徴収率の関係のお話、ご質問でございますが、いずれそれぞれ町民税の個人、あとは固定資産税、軽自動車税の滞納繰越の徴収率につきましては、当初予算組むときから率を定めまして、それに努めてその率を目標に徴収に当たってききましたが、それぞれ個人町民税につきましては、当初27.5%を見込んでおりましたが、今のところ見込みでは25%ということになってございますし、固定資産税につきましては、18%に対しまして23%ということになってございます。軽自動車税につきましては、30.9%に対しまして26%ということでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

及川文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

19ページのところです。教育費の国庫補助金、特別史跡無量光院跡300万の減額となっていることとございますが、これは国庫補助が300万円の減ということで、あわせて、あとは県の補助のほう150万減額ということで、総体での600万の減額ということになります。これは国庫補助が下がったために生じたものがございますけれども、無量光院のほうは、27年度につきましてはまた大きな予算を組んでいるわけですが、そこにつきましては、事業計画に沿って進めてきてございますので、特にも中島という大きなエリアを整備していく上で27年度は必要になってきますので、7,000万以上の予算をつけさせていただいているところでございます。

それから、観自在王院公有化事業の補助金ですが、5,047万6,000円の減額ということとございます。これは観自在王院の公有化、平成26年度事業で進めていたところですが、残念なことに、

事業が不測の長期化というか時間的に長引いてしまいまして、結果的には年度内の事業完結が見込まれず、なおかつ繰り越しまでも至らないというところで、全部取り下げということになりました。

取り下げの事業費の中で、これは公有化ですので、国の8割補助でございますので、6,300万の総事業費でしたが、その中での8割に当たるこの5,047万6,000円という額が減ということになります。

以上でございます。

補足です。現在の無量光院の進捗率ということでございましたが、計画としましては平成29年度までのことで進んでございますので、率的にはちょっと現在手元に資料はございませんが、平成24年度から始めてございますので、来年度で4年目ということになりますので、パーセンテージではちょっとお示しできませんが、目に見えて大分変わってきた様子はごらんいただけると思いますので、順調に進展はしているところでございます。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

29ページの若者等ふるさと就職支援事業補助金につきましては、若者等の地元就職及び定着を促進するため、町内の事業主が新卒等の若者を雇用した場合に補助金を交付するという内容になっていまして、具体的には、例えば大学、高等学校、専門学校を今年卒業しまして、来年町内に住んでいて、その事業主、町内の事業主がその方を雇い入れた場合とか、もしくはUターン等により新たに町内に居住し、就職する方につきまして、会社等と研修等の人材育成に充てた費用を一事業者当たり20万円を限度として補助しようという内容になっておりまして、現在は10事業所を見込んでおります。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

それでは、5点についてですが、17ページの町税とあります。2目の法人税であります。これは補正額が1,800ということで、計が4,991万9,000円ということでありまして、現年度分も含めてですが。

私も、新年度予算でも2,931万なんて、新年度平成27年度で何か予算提案されておったようですが、かなり波があるのですけれども、これ何件、何社増えているのか。また、1社当たりとか、会社自体に所得が多くなったのか、その傾向をお知らせ願えればということでありまして。かなりあるなということでありまして。それで、新年度にはがたっと2,900になっているということでもありますから、その辺。

それから、29ページの裏になります。この19節であります。これ何か予算委員会でもお話ししましたか、いずれもこの今年度の今の現状、平成26年、6次産業化も減っている、300万、経営

転換協力180万、青年就農補助金、これらも減っている。以前からのこの農業助成の負担金補助、随分減っているなということで、何だか、最初予算は張り切った予算組んだのだけれども、何か元気ないのかなというふうに、何でこんなに元気ないのかなという。

それから、30ページであります。これの6款の2目の委託料の中の13節刈払委託料、209万3,000円増えています。この刈払いというのはどこの刈払いで増えたのかなと。増えたというか、施工したのかなということでもあります。

それから、32ページであります。32ページの8款ですが、土木の中の19節の生活再建住宅支援事業補助金、マイナス188万1,000円、木造も61万6,000円、被災者住宅もマイナス26万円、住宅リフォーム103万9,000円マイナスですけれども、これらありがたいのは、多く見ていただいたということでもあります。今後の動向として、今の申請、どこかやはり少ないのかどうなのか、その辺のところをお知らせ願えればということでもあります。

では、最後に35ページですが、35ページの裏になります。5目文化財調査整備費、これの中の、36ページにもかかっていますが、36ページと言えればいいのか、17節の公有財産マイナス2,029万1,041という、いろいろ説明はされたのですが、私逃したのかなと。この購入しようとしたものができなかったのかなと。これはどこなのか。

22の補償補填、これ家屋移転の補助、これも3,772万、このところの説明、お知らせ願えればということで。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

17ページ、2目の法人税の現年課税分が1,905万9,000円増えているという、その理由でございますが、まず最初に、法人の数につきましては、当初187社で見えていましたが、増減はそれほどございません。180社前後ということでございます。

それでは、なぜ当初額からこのくらい増えたかということですが、平成24年度と平成25年度につきましては、世界遺産登録効果によりまして、特にも観光関連の法人税割の大幅な増がありましたので、かなりの法人税の額がありました。平成26年度当初予算を算定するに当たりまして、世界遺産登録効果が薄らぎまして、法人税割の落ち込みを予想した上で当初予算を算定して、このような数字になってございました。

ただ、平成26年度、今までの実績を見ますと、確かに観光関連の法人税割につきましては、平成24、平成25と比較してかなり激減しておりましたが、逆に、これは法人のほうに聞き取り調査したわけではございませんが、自動車関連と復興事業に関係してございます法人につきましては、かなり観光関連が減額した以上に増えておりまして、それを1月末までの実績とあと平成25年2月、3月の昨年の実績を踏まえまして見込み額を算定したところ、1,905万9,000円の増額が見込まれるということで、今回増額補正したものでございます。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

農林の29ページ裏の負担金等の減額ですが、まず6次産業化、そして経営転換協力金、ずっと減額が続いているわけですが、いずれまずは企業の執行、いわゆる申請含めて、そういったものがなかったというところが6次産業化や経営転換協力金、そして青年就農の補助金、あとは、下のほうにいきまして新規就農者支援、その上の分散錯圃解消協力金、この辺のところは申請がなかったというところでございますし、受け入れ農家の設備のやつは、1件あるということでおります。あとは、いずれそういった実績に基づいて、また年度末見込みで減額をしたというところでございます。

あとは、林業振興費の刈払委託料の部分でございますが、これは、実は西行桜の森の刈り払いでございますが、実はこの予算書のそのもう一つ上の西行桜の森刈払委託料11万5,000円の減額ということになってはいますが、内容的には同じで、先ほど繰り越し事業で地方創生の部分で、繰越明許費の部分で繰り越す予定の西行桜の森の桜情景復活の事業でございまして、同じ内容が2段に続くとわけがわからないので、ちょっとここは西行桜の森を削ってわかるようにしたという状況です。内容的には西行桜の森で繰り越しをして整備をするというところの事業でございます。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

32ページの土木費の都市計画総務費の中の19節負担金の生活再建等の今後の見込みというお話でございましたけれども、この中で、生活再建住宅支援事業、そして1つ飛んで被災住宅債務利子補給補助金、この事業につきましては、東日本大震災に伴う被災住宅に対する補助金でございますので、これについては、平成31年度までということで期間は延長しておりますけれども、被災から4年目、今年で5年目ということになりますので、今後減っていくだろうというふうに捉えております。

次に、木造住宅耐震改修事業補助金、これにつきましては、耐震改修をした住宅に対して補助金を出すという中身なわけですがけれども、耐震改修をする場合に多額の費用がかかるということで、ここ二、三年は申し込みがないという状況でございます。

住宅リフォーム事業については、先ほどお話ししましたけれども、例年くらいの額はここ数年ずっと続いておりますので、これについては、今後もこの約七、八百万の補助金の枠の中で推移するのではないかとこのように捉えているところでございます。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

36ページの17節、公有財産購入費に2,029万8,000円ですが、こちらは先ほどちょっとご説明しました観自在王院の用地取得費でございます。それが1,955万1,000円になります。残り74万7,000円というのがあるのですが、これは、実は無量光院の整備地区の中の小さな面積の土地なのです

が、こちらのほうも用地取得費の中に入っております。こちらにつきましては、地権者の方は関東に在住されているわけなのですけれども、そちらの方との交渉の機会がなかなかできなくて、捉えられなくて、ちょっと難しい状況で今回取り下げることになりまして、合わせた額で2,029万8,000円ということになります。

それから、22節の補償費、家屋移転補償費3,772万円につきましては、これは観自在王院の取り下げの1件についてのものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございました。詳細な説明ありましたが、町税に関しては、法人税はよくわかりましたが、ただ、非常に今年度の、新年度にも起債、随分下げておられたということで、2,900万。やっぱり予想としては、税務課長としてはかなり下がるという思いでの新年度予算を組んだということになりますか。後で補正、これ目標ですから、ただ、随分これからしたってかなりの金額が増えているということでもありますから、やっぱり平成27年度、来年度に期待できる予算と違ってよろしいですか。そこら辺をもう一点。

それから、農林の件でございます。これ予算委員会でもお話ししましたが、ただ、これは何回もくどく語るとあれですけれども、いずれ今年度においても十分、全ての6次産業化から就農、新規が下がっているということでもありますから、どうぞこれらの、この予算が減ったから新年度も下げなくていいのではないかではなくて、これを有効な予算をつけてもらって、農業者に元気づけをひとつよろしくお願ひしたいなという、その意気込みをひとつ聞きたいなと思います。課長、その意気込みを、このまままた来年もいかれてもどんどん減ってゼロになったら、そこから補助金も何も農業者に期待があれ出ないかなというふうに思います。その辺を。

あとのことは了解しました。よろしくお願ひします。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

新年度の法人税の2,900万の根拠ということですが、まず1つに、町民法人税の税率が平成27年度から今まで12.3%だったのが9.7%に下がったということもございまして、あと法人税割の本体となります国の法人税率の、ちょっと今手元にありませんが何%か下がっておりますので、ダブルで国の法人税率とあと町民法人税率が下がったということがございまして、課税表示見込額につきましては、昨年度、平成26年度当初予算よりは多く見込んでおりますが、税率が下がったということで、今回は町民法人税、2,900万でとらせていただいたということがございます。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

平成27年度の予算につきましても、項目的には確かに町単独の新規就農者支援事業補助金が、これは30万というところで、これはご質問がありまして、120万が30万に減ったというところですが、あとそれ以外のところは、ほとんど6次産業化の推進補助金は400万ということで逆に増額をしておりますし、経営転換協力金、あとは分散錯圃解消協力金とか、そういったところの農地中間管理事業で地域集積協力金という類いのものについては、きちんと予算化もしておりますし、青年就農補助金、これは県のほうからのあれですが、これも150万という形ではきちんと予算化をしておりますので、全項目にわたって新年度の予算が減額になったということではなくて、逆に盛り込んでおるものもありますし、いずれ新年度は大いに期待をしておりますので、何とか皆さんのご支援もお願いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

1点だけ、農林振興の関係。新年度では別な予算、予算委員会になってしまう、これ余りもうお話しませんが、ただ、農家中間管理機構、こういったものはなかなか難しいものだ、そこに金を持っていったって、身近に使いやすいような、やはり創意工夫したものをやっぱり、それはなかなか借りる人が借りて、米価がどんどん下がっていく中で、土地を借りて、それさ補助金云々なんてことはなかなか出てこないのではないのかなと。それはそれでありがたいものですが、身近なもの、触れて熱くなるもの、そういったものをもう少し意気込みを聞かせていただければいいのではないかなというふうに思います。

6次産業化もその一つでありましたけれども、その辺、町長とはしゃべって色々それは検討してまいるということですから、ぜひあわせて枠というのは余り変えないで、枠というのは少し農業者に何とかその分を見込んでいかなければということにもなります。町長ばりでなく、課長もその辺意気込みをもう一回。創意工夫については、決意をひとつお願いします。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

いずれ予算は計上しましたが、執行ならないようなのでは当然うまくないので、何とかこの辺はそういうふうな、ここの予算が執行できるような体制、またそういった努力をしていかなければならないとは思っておりますが、農業者の皆さん、あとはそういった使いやすいようなところ、あとは積極的ないずれ計画を立てていただいてこの申請をしていただき、また事業に着手していただくというようなところをともに、農業者と一緒に考えていければと思っております。

議長（佐々木雄一君）

1番、鈴木徳美議員。

1番（鈴木徳美君）

町税についてのたばこなのですけれども、3月の予想は前年度幾らくらいに見込んでやってい

ますか。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

たばこの3月の見込みでございますが、3級品を除く紙たばこにつきましては、本数でいきますと82万9,300本、あとは、旧3級の紙たばこにつきましては4万1,860本、税額でいたしましては、3級品を除く紙たばこにつきましてが436万3,000円、あとは、3級品につきましては10万4,000円、合計でいきますと446万8,000円ほどの税額を見込んでおります。

議長（佐々木雄一君）

1番、鈴木徳美議員。

1番（鈴木徳美君）

私言いたいのは、前年度何%くらいの比率で見ているのかなという、本数ではなくてパーセント。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

2月までの実績はそのまま見ておりますが、3月につきましては、昨年、前年度の3月の80%を見込んで予算をつくっております。

議長（佐々木雄一君）

1番、鈴木徳美議員。

1番（鈴木徳美君）

一応それ80%を見込んでいるということは、これはもう間違いなく私もそうだと思います。一応これ、JTの平泉町における仕入本数というのがデータありますのですけれども、ほぼ同意だと私は思います。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

3点ほど質問いたします。

19ページの国庫支出金の委託金の中の4目教育費委託金の中の新年度予算にも計上されておりましたが、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業委託金ということで8万3,000円が減額になっておりますけれども、昨年もちよっとどういった内容か出たと思いますので、この事業の内容についてお伺いしたいと思います。

それから、次に、26ページの民生費の中の社会福祉総務費、19節低所得者生活支援助成という形で、506万という形で、この内容についてお伺いします。

それから、3点目は、30ページ裏の商工費の中の2目商工業振興費の中の委託料です。中心市

街地空き家・空き地実態調査ということで80万円、今回地方創生ということで計上されております。このことに関しては、調査ぜひともすべきだということで今回盛り込まれたと思いますけれども、これを具体的にどういった形に調査になるのかをお知らせください。

それから、その下の外国人観光客誘致プロモーション活動事業補助金、この内容についてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

19ページの13款3項の4目教育費の委託費の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の委託金の件ですけれども、この事業につきましては、東日本大震災が起こったことに伴いまして、平成27年度までの間については、国からの10分の10の委託事業ということで事業を行っているところです。具体的な内容ですが、家庭教育支援事業ということで15万3,000円の見込みになっておりまして、これにつきましては、各学校やそれから公民館が行う家庭教育学級等に充てられるものです。

また、教育振興運動事業ということで、それぞれ幹事会等各学校の幹事を出していただきまして、行政、家庭、地域、5者が連携して学力を向上するための事業というようなことで、きょうしんだよりを初めさまざまな事業に取り組んでいるところです。ここに係る経費が178万4,000円というところとなっております。

3つ目といたしましては、放課後子ども教室ということで、長島地区、平泉地区に係るわくわくフィールドということで、放課後子ども教室に係る事業ということで81万8,000円を見込んでおります。

それから、学校支援事業ということで、学校支援コーディネーターということでコーディネーターを配置いたしまして、各学校とそれから教育委員会の事業の橋渡しとか、それから学校支援のためのコーディネーターの配置ということで、これに係る事業が24万5,000円ということで計300万円を見込んでおりまして、これに係る全額が国庫委託金ということで歳入を見込んでいます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

26ページの低所得者生活支援助成ということで506万円、これは地方創生の関係での繰り越し事業になる分でございます。一応事業としては、臨時福祉給付金の対象者とほぼ同じ対象者に対しまして、1人当たり3,000円相当の商品券を支給していくというふうな考え方で今のところ事業を想定しております。来年度も、臨時福祉給付金等も額は変わりますが、そちらの事業も継続される予定となっておりますが、それとはまた別に地方創生の関係でこの事業を組んでおります。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

30ページの裏の商工費のまず1つは、中心市街地空き家・空き地実態調査につきましてですけれども、これにつきましては、中尊寺通り、毛越寺通りを中心といたしまして、空き家、空き地の実態調査を委託して行う業務になりまして、具体的には商工会に委託するということを想定しておりますが、各小売店等の所有者ネットワークとか聞き取りを行う調査でありますので、個人情報を取り扱う業務であることから、これまでの関係性を大切にして、商工会に委託して空き地の調査を行って、具体的にどのような条件で貸すとか売るとか、そういうことも含めて情報を得ていきたいと考えておりますし、結果につきましては、ホームページ等で公表して、活用方法についていろいろ検討していきたいと考えております。

続きまして、外国人観光客誘致プロモーション活動事業につきましてですけれども、これにつきましては、東日本大震災の影響で減少いたしました外国人観光客を増加するために海外でのプロモーションを実施していくということで、具体的には平泉観光推進実行委員会に補助して行う予定にしております。

まず1つは、プロモーションということで、県等で行っております海外との商談会、香港、マレーシア等そういうものに赴いて、東北観光機構などと連携しながら平泉の誘致をPRしていく、もしくは、あと現地での業者等を訪問して平泉のPRを行っていくというようになっております。

もう一つは、海外プロモーション用の動画を作成いたします。これにつきましては、現在日本語のものをホームページ上で上げておりますが、これの英語、それから繁体字、台湾等を使っておりますけれども、対応したものをつくる予定であります。

それから、もう一つは、海外旅行エージェントのツアー送迎バス助成金ということで、例えば平泉にいらっしゃるには花巻空港を利用して、もしくは仙台空港、それから成田、羽田と、そこから団体ではバスでいらっしゃるというのが多くなっておりますが、これにつきましては、例えば、花巻ですとバス1台で2万円を補助する、仙台ですと3万円、成田、羽田ですと5万円ということで、旅行業者と連絡をとりながら、そのような額を補助するということでの商品宣伝をしてもらって平泉に誘致したいと考えております。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

1点目のところで、この内容について、放課後健全育成といった事業がここ数年、わくわくとかそういった形で続いて、子供たちにとっては非常にいいものだなというふうに思ってきたところですが、平成27年度ということで終了という形になってくるという、その後がちょっと予測できないのかな、その辺をちょっと伺いたいということが1点。

それから、先ほどの空き家のところで、やはり今回単年度の地方創生という形で予算があった

ので、それをつなげてという形の予算化だと思うのですけれども、それが結果としてうまく機能するように考えているのかどうか。商工会に委託をしてということですが、その後それをどういう形で具体的にというところを考えているのか、そこ2点についてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

今回10分の10の国の委託事業ということですが、これは岩手、宮城、福島の3県のみ配慮でございまして、そのほかの、3県以外の都道府県につきましては、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1ということで事業が行われておりますので、平成28年度以降は3分の2補助が受けられるものというふうに考えておりますので、その補助を使いまして事業を継続して行いたいというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

空き家、空き店舗での調査の結果をどう活用するかということにつきましては、基本的にはホームページ等を活用して情報提供して、活用できる方を募集したりとか、また、あとその空き地等、空き店舗等を活用できる補助事業とか、そういうものもあるかどうか探しながら、具体的にどのような形で活用できるかを検討して対応してまいりたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

平成26年度の予算について審議されているようですが、まず減額について、色々皆さん内容について質問されていますが、かつて42億9,400万ということですが、さらに減額が7,100万円、約2割もある。どこの予算、一般家庭でも会社でもそうですが、2割の予算の減額ということは、それだけ実行しようと思ったけれども実行できなかった、こういうことです。そういうこととございまして、この減額して実行できなかった、さらには、委託しているものですから委託もできなかった、土地の買わなかったとか、そういう流れも先ほど聞きましたけれども、井勘定でございませぬけれども、2割の減額であるというその考えについて、町長から答弁をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

この今回の補正につきましては、当初予算に盛り込んだ事業を実施できなくて減額したというものではございません。いずれ当初予算に盛り込んだ事業内容につきましては、おおむね実行したと。ただ、さまざまな用地等の要件によりまして、今回取り下げた内容の予算もございませぬけれども、ほとんどの事業が実行しているものでございます。その実績に伴いまして、歳入、補助

金等も削減というふうになってございますので、それに合わせた補正予算の減ということでございますので、当初予算書の中に盛り込んでいた事業を実施しないでしまったことに対する減というものではございませんので、その辺については、お間違いないような形でご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

いや、次の年度に盛り込んだから実施しないわけではなかったということですが、いやいや、実施しなかったからそういう減が出てくるのでしょうか。次の年度ということももちろんですが、平成26年度の分についてはこうですというお話ですから、ちょっと違うのではないのかと思うのですが。もう一回答弁をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

例えば、工事等であれば、入札等に伴います入札減等も出てきます。予定していた工事を予定以下の額で入札をしていただいて、それは実行できたということで減額になる。それに伴って、関連する補助金等も削減になる。また、福祉等の事業につきましても、実際にそれに該当するような方々が人数が少なければ、それに伴って事業費も減額となりますので、それに基づいて、歳入でございます補助金等も削減になるということの結果によって今回の減でございますので、いずれ事業をしなかったとかという内容のものではございません。当初予定していた事業については、おおむね実施したという内容で、決算ではございませんけれども、その結果を受けて決算に近い内容で削減をさせていただいたということに伴うものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

直接数字とは関係ないのですが、地中化の関係でどうしても、前も質問しているのですが、電線共同溝、ボックスの件ですが、あれが中尊寺線も二十何個ぐらい、国道もやっぱり10個にならない程度ですが、結構多くのボックスがあるわけなのです。どちらにしても、この町ではそれを覆う格子の屋根をつけたり、そういうことをやっているのですが、あれは県道、国道なわけでありまして。これから中尊寺線と同じようにやるわけですが、そのボックス関係の覆うものを格子か何かでやるということを考えはありますかという点をお伺いしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

電線地中化に伴う地上機のお話だと思いますが、これについては、景観条例に基づく工作物ということに該当しますので、その範囲内で色、高さ等大きさも含めて、高さ等も含めてその規制の対象になっておりますので、条例の範囲内で認められるものについては認められる、そのままでも認められるということで、あえて化粧のような木の柵をするとかそういうことについては、特段うちのほうで必要性は、条例上は問題はない、今のままの形でも問題はないというふうにご理解をいただきたいと思っておりますし、ただ、民間の方々にクーラー等の屋外機、これについて、外に出ているものについて、木の柵等を設けて化粧をするというものに対しては、上限最高20万ですけれども、それについては町のほうで助成をしているという状況であります。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

この町でも化粧というか、化粧なのでしょうが、やっぱりやっているところが多くあるわけなのです。この前も浅草寺のほうに行ったところ見てきたのですが、やっぱり同じように格子の形で屋根をつけて放っておいていい部分なのです。やはりこの町はあのままの形のボックスでいいのかということを考えますと、決していい格好ではないのだろーと思っております。そういう意味では、やっぱりそういうことも考えながらやったほうがいいのではないかと思います。もう一度お願いします。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

屋外機の問題に関しましては、確かに道路上に見えるというのはなかなか課題があるということ、中尊寺通りのまちづくり検討委員会の中で、できるだけ道路に、歩く人に目立たない位置に配置をしようということで、そういう位置に今配置をするという計画で進んでおりますので、そういう点の配慮は、中尊寺通りについては行われているというふうに理解しております。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

中尊寺通りに関しましては、そのようにやっているという話なのですが、結構毛越寺通り、また国道あるわけですね。やっぱり一そろいを全体的にそろえていかなければ効果が出てこないのではないかと思います。そういう意味では、やっぱりそれを前向きに、もう毛越寺通りできてだいぶ経つわけでございますし、国道の関係もやはりだいぶ経つわけでございますので、もっともっと前に目標としていかなければいけないわけなのですが、やはりその点を十分含めて、計画的にそういうものをつくっていく必要があると思っております。もう一度最後に。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

国・県、毛越寺通りあるいは現在の国道4号線に地上機があるわけですが、これについては、うちの町とすれば、町の景観条例、これに基づく指導以上のものはできないということになっております。ですので、現在の条例の中では、高さあるいは色については、景観条例に沿ったもので設置を国・県でされているというふうになっておりますので、それ以上のことを国・県に求めるということは現在のところではできないという状況でございます。

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

進行します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第18号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第18、議案第19号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第19号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

39ページ裏をごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合、項の補正額でご説明いたします。
まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税586万5,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料6万4,000円。

3 款国庫支出金2,213万8,000円の減、1 項国庫負担金2,213万1,000円の減、変更申請による減額でございます。2 項国庫補助金7,000円の減、普通調整交付金の減額でございます。

4 款県支出金1,361万6,000円の減、1 項県負担金10万円の減、高額医療費共同事業負担金の減額でございます。2 項県補助金1,351万6,000円の減、県普通調整交付金の減額でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金2,791万9,000円、退職者医療交付金の変更決定による増額でございます。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金3,441万6,000円の減、国保連の確定による減額でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金43万7,000円の減。

11 款諸収入593万円、1 項延滞金及び過料47万円、2 項雑入546万円、第三者納付金等の増額でございます。

歳入合計3,082万9,000円の減でございます。

40ページをお開きください。

次、歳出でございます。

1 款総務費57万4,000円の減、1 項総務管理費51万4,000円の減、3 項運営協議会費6万円の減。

2 款保険給付費3,694万5,000円の減、1 項療養諸費2,939万5,000円の減、2 項高額療養費470万円の減、みなし診療までの算定見込みによる減額でございます。3 項出産育児諸費252万円の減。

4 項葬祭諸費33万円の減。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金331万円の減、国保連の確定による減額でございます。

10 款基金積立金、1 項基金積立金1,000万円、財政調整積立金でございます。

歳出合計3,082万9,000円の減。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第19号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第19、議案第20号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第20号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

47ページ裏をごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料14万9,000円、特別徴収保険料10万8,000円の減額、普通徴収保険料115万7,000円の増額でございます。

歳入合計14万9,000円。

次に、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金14万9,000円。

歳出合計14万9,000円。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第20号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第20、議案第21号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長 (菅原克義君)

議案第21号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

49ページ裏をごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款使用料、1項施設使用料1,023万1,000万円の減、この中には入館料1,007万1,000円の減額を含んでおります。

2款繰入金、1項他会計繰入金693万8,000円、一般会計繰入金の増額でございます。

4款諸収入、1項諸収入41万3,000円の減、この中には食堂売上料74万1,000円の減額、消費税及び地方消費税還付金56万6,000円の増額を含んでおります。

歳入合計370万6,000円の減。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費370万6,000円の減、この中には工事請負費165万円の減額を含んでおります。

歳出合計370万6,000円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

歳入の件、50ページです。というのは、補正のマイナス1,023万1,000円というのですが、何か入館料が増えてきているということで、新年度予算にもかなり、新年度というのは平成27年度です、4,700万ということをしているのですが、補正前の金額、これ見ますと平成26年、いずれこの補正前の減額1,023万1,000円という件で、入館者、現在何人ぐらいになっているのですか。

それから、新年度に何人ぐらいを見込んだようだったのかなということで、減らさなくたっていいようなものだけれども、増えるということだから、これは、3カ月のトータルというのはいつまでのものですか。2月までですか、どうだか、その辺をお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、平成26年度の状況でございますが、2月末までの実績で、入館者数はおおよそ4,000人増加、前年度に比較してトータルで4,000人増えておりますが、入館料につきましては、同じく2月末現在でおおよそ80万円ほど減額になっております。

ということで、入館者数は増えてはいるわけなのですが、キャンペーン等を実施しながら入館者数は順調に増えてはございましたが、まずは12月の源泉の濁りにより約15日間休館したわけなのですが、これの減収が一つは大きかったということですし、夏とそれから年末年始に2回キャンペーンを行いました。キャンペーンの内容としては、高齢者の方の入館料を安くしたりとか、あるいは500円で1日できるといったような、そういう入館料を多少安くしながら入館者数を増やしたというふうなことで、必ずしも入館者数の伸びと同じぐらい入館料が伸びていないということで、結果として、残念ながら入館料は減額とせざるを得なかったということになります。

新年度につきましても、いずれ入館者数は増えては来ておりますので、その流れを何とか維持しながら、かつ入館料に反映させられるようなことで引き続き対応していきたいというふうに思っております。

また、入館者数が伸びれば、食堂の売り上げとか、そういったようなものにも反映はされていくと思いますので、そちらの伸び等も期待しながら、新年度予算を組んだところでございます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

その説明はちょっと中途半端ではないかなと思います。数字がそんなに別に、これただ補正で組んで、入館者が多くなって、新年度に多くとりましたよと、先ほど増えています、何人ですかという、新年度の何人を見込んだのですかというお答えなされていないようですが、今年度は4,000人、2月で4,000人、3月ですずっと増えたという、増えるということですか、3月で。つ

じつまが合わないのではないかなと言うのです、これ。補正、これ減額して補正すると増額で、増額とはいえない。新年度に、新年度に対して増額ではないけれども、余りにもばらつきの組み方ではないかなと。本当にこれ1,023万1,000円の減額なのかな、それを聞きたい。また補正で今度追加するのではないですか、では。その辺の考え方です。

これは追加してそれはいいのですけれども、ただ余り極端には、その予算組み方が余りにも粗雑ではないかということです。その辺お願いします。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、昨年度の入館者数なのですが、昨年度8万1,041人ということでございます。3月までで8万1,041人だったわけです。それで、当然今年度も3月末でこの数字は超えたい。今月まだあるわけなのですが、今月まだ途中ですので何ともいえないところもあるのですが、いずれ最終的にこの昨年度の数字は、入館者数の数字は超えたいというふうな思いではおります。

そういったようなことで、これらの入館者数の伸び等も勘案しながら新年度の予算は一応組んだつもりでございますが、なかなか今年度も、平成25年度もそうだったわけなのですが、災害等があったり、あるいは機械の故障とか、そういう源泉の濁りとか、そういったような予期しない事態というのもどうもここ何年かありますので、そういったところは何とも予想がつかないところでございます。そういったことがなければ、例えば今年度の場合15日間休館したわけだったので、そのときの減収も100万以上もうなっておりますので、本当はそれがなければというふうな思いは実はあったわけでございますが、残念ながらそういう状況もあるということです。何とか新年度はそういうことにならないように、起きないようなことも念願しながら運営してまいりたいというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

昨年度はというのは、平成25年の8万1,041人。私言って聞いているのは、平成26年は幾らかで、新年度27年度は幾らかということを知っているのです、私。ちょっとすれ違わないように。人数を知っているのであって、大変、いやこれは仕事ですから、上げたり下げたり、これは、我々もそれはいいのでしょうかけれども、あれは余り極端だなと思って。語っていることおかしいのではないかなと思うから、その辺あたりです。その辺もきちっと来年度、平成27年度は何人を予想しましたか、平成26年度は何人でしたか、ここに3月をプラスして、それで1,000万も減っているからおかしいよというお答えに、それに対してのお知らせをお願いできますでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

私どものほうでの算定は、人数というよりも入館料の実績とか、そういったようなことでもっ

て判断をしております。あくまでも人数は前年度を一人でも上回るというふうな目標を立ててやっておりますので、そういうことで平成26年度は、平成25年度8万1,000人でしたので、今のところ4,000人上回っておりますので、少なくとも8万1,000にプラス4,000人ぐらいは足るぐらいの最終的な人数にはなるのかなと、今年度です、まだ終わっておりませんので。平成26年度は2月末で7万7,783人です。これが昨年と同時期と比較して4,571人の増加でございます、2月末で。

それで、平成27年度どのようになるかということなのですが、ちょっと人数的にはいずれ何人になるというふうな目標は毎回定めておりませんが、前年度よりも上回るようなことで取り組んでいるという思いでございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほか。

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

3番議員の関連ですけれども、平成27年度は、ごらんとおり温泉事業につきましては、町長も、町民の方が汗をかいたときに入るのだなんていうお話ですけれども、それでも町民は何人入れているかわかりませんが、その中で今平成25年度、平成26年度申されましたけれども、2月まで、平成27年度はどのような方向で入館者を増やしていくのかということについてお知らせください。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

入館者数の増加対策ということでございますが、まず周知、いわゆるPR活動ということで、雑誌とか、今でもかなりの雑誌などにも載っておりますし、それからあと新聞紙上へも、これ有料もあるのですが、そういったのも掲載といったようなことを引き続き考えております。

それから、キャンペーンということで、今年度に引き続きまして7月から9月までの3カ月間にわたって節電キャンペーンを実施したいというふうに思います。これは、内容は65歳以上の方については1日300円、それから、それ以外の方は1日500円ということで料金を下げる、あるいは利用時間を1日見込むといったような形でキャンペーンです。

それから、もう一つのキャンペーンとして年末感謝キャンペーンということで、これも12月から翌年の1月までということで、これについては、65歳以上の方をやはり1日300円、それから、それ以外の方でも7時以降300円だったのを午後6時以降を300円にするといったようなキャンペーン、そういったものを行っていきたい。

それから、そのほかにいい風呂というのがあるのですが、風呂合わせみたいな毎月26日のいい風呂の日といったような、これは1日300円というふうなものを今のところ考えているのですが、こういったものも過去にやった経緯もございますので、この辺もちょっと検討をしていきたいということでございます。

あとは、サロンなどの利用に対する配慮ということで、サロンの利用については入館料300円ということで、これは付添者の方も含めて300円ということで、今年度から実施をしております。

また、研修バスを使いたいということであれば、事前に申し出ていただければ、空きぐあいを見て調整しながら、研修バスの利用も、平日限りでございますが、使っていただく。

あるいは、和室についても無料で開放していくといったような形で対応していきたいということで、これも平成26年度に続いてのサロン活動の促進ということもかねながら、温泉の施設を使っていたかといったようなところが主なところでございます。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

平成27年度のイベント、あるいは入館者を、入館数を盛り上げるというか、入っていただくというためにイベントをやるということでお話いただきましたけれども、人数についてどのぐらいの目標を立てているのか、あるいはかつてどこの温泉も30万や何ぼで、8,000万も1億も売り上げがあるのです。入館者が多いのです。その中で平泉はたった3,000万ぐらいしか収入がないわけです。

その中で、前にも一般質問で言いましたように、館内の汚れもありますけれども、温泉の湯気、これを除去していただくとかかなり入るのでないかなと思います。何で換気扇をつけないのですか。その2点についてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、1つ、入館者数につきましては、目標がないのかというふうなお話でしたが、先ほども申し上げましたが、いずれ前年度を上回るということを最低の目標ラインといいますか、なかなかそうならないときもあるのですが、目標に掲げて、前年度よりも多くしていくというふうなことは考えていっておりますし、今後ともそういう形で対応してまいりたいというふうに思います。

それから、浴槽の、何というか、換気の問題なのですが、いずれ前にも、これもお答えいたしました。十分窓をあけた形で問題はないように思いますし、そういった苦情は特にこちらでは承っておりませんし、どうしても換気つけると温泉水がやっぱり冷めるといいますか、そういったようなことにもなりますので、せっかく感温してまで実施しておりますので、何というか、浴槽が湯気だらけになって、とても気持ち悪いような話の苦情みたいなものは今のところは承っておりませんので、特に問題はいいのかなというふうには思っております。

議長（佐々木雄一君）

進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第21号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第21、議案第22号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋観光商工課長。

観光商工課長 (高橋和夫君)

議案書の52ページをお開き願います。

議案第22号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第4号)について、説明させていただきます。

52ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額ですので、項の補正額でご説明申し上げます。

歳入。

1款使用料、1項駐車場使用料100万円の減でございます。

歳入合計100万円の減でございます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費100万円の減でございます。

歳出合計100万円の減でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第22号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第22、議案第23号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書54ページでございます。

議案第23号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、汚水管管渠布設工事及び流域下水道建設事業負担金の減額の伴うものが主な理由でございます。

それでは、54ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

2 款使用料及び手数料173万3,000円、1 項使用料175万3,000円、2 項手数料2 万円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金783万円の減。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金167万5,000円の減。

7 款町債、1 項町債2,350万円の減。

歳入合計3,127万2,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費3,127万2,000円の減。

歳出合計3,127万2,000円の減。

次に、議案書55ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明いたします。起債の目的、公共下水道事業、限度額4,280万円、同じく流域下水道事業、限度額1,090万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第23号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第23、議案第24号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書58ページでございます。

議案第24号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

58ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 6 万 1,000 円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 27 万 2,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 118 万 9,000 円の減。

5 款諸収入、1 項雑入 453 万 6,000 円の減。

歳入合計 551 万 4,000 円の減。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費 551 万 4,000 円の減。

歳出合計 551 万 4,000 円の減。

減額の理由を申し上げますと、これは国土交通省岩手河川国道事務所が工事を行っております長島字館岡地内の管理用通路工事に伴い、農業集落排水マンホールのかさ上げを舗装工事により町が行うこととしておりましたが、岩手河川国道事務所が行っております管理用通路工事と一体的に進めた方が効率的であるということから、今回関係する予算を減額したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第 24 号、平成 26 年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第 24、議案第 25 号、平成 26 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書61ページでございます。

議案第25号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

61ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は、項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金1,252万1,000円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料6,000円の減。

4 款繰入金473万8,000円の減、1 項他会計繰入金138万4,000円の減、2 項基金繰入金335万4,000円の減。

6 款諸収入、1 項雑入655万1,000円の減。

7 款町債、1 項町債100万円の減。

歳入合計2,481万6,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費2,481万6,000円の減、1 項水道管理費73万1,000円、3 項水道事業費2,554万7,000円の減。

歳出合計2,481万6,000円の減。

次に、62ページの繰越明許費でございます。

1 款水道事業費、3 項水道事業費、事業名、配水管移設事業、事業費870万円、繰り越し理由について申し上げますと、国土交通省岩手河川国道事務所が館岡地内で行っております管理用通路の工事が延長されたことに伴い、あわせて配水管移設工事も工期を延長することから、繰越明許費の手続を行うとしたものでございます。

次に、議案書62ページの裏、地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明いたします。起債の目的、簡易水道事業、限度額1,400万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第25号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長(佐々木雄一君)

日程第25、議案第26号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

議案書65ページでございます。

議案第26号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

議案書66ページの平成26年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入でございます。

1 款水道事業収益469万3,000円、2 項営業外収益、5 目長期前受金戻入449万円、3 項特別利益、1 目固定資産売却益20万3,000円。

収入合計469万3,000円。

支出でございます。

1 款水道事業費用822万3,000円、1 項営業費用570万円、1 目原水及び浄水費50万円の減、2 目配水及び給水費160万円の減、4 目業務費70万円の減、7 目資産減耗費850万円、2 項営業外費用、4 目消費税及び地方消費税252万3,000円。

支出合計822万3,000円。

次に、66ページの裏の資本的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入でございます。

1 款資本的収入3,566万9,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企

業債2,700万円の減、2項負担金、1目負担金876万6,000円の減、5項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金9万7,000円。

収入合計3,566万9,000円の減。

次に、支出でございます。

1款資本的支出3,624万5,000円の減、1項建設改良費3,624万5,000円の減、1目一般改良事業費3,490万5,000円の減、2目設備改良事業費134万円の減。

支出合計3,624万5,000円の減。

次に、戻っていただきまして、65ページの裏でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を次のとおり改める。

変更後の内容についてご説明いたします。起債の目的、建設改良事業、限度額2,300万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様です。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

68ページの中で、支出の欄。減額、工事請負費3,490万5,000円、これは工事費ですが、どのような内容の工事費のやらないのだから繰り越しなのだからということ。これ減額したそのものの内容、それをお知らせ願います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

26年度の事業につきましては、中尊寺通りの配水管の布設替え工事、これが一番大きいわけですし、次は、ひらいずみクリニックの前の配水管の布設替え工事、これをやっておりますが、今回の減額の主な理由は、中尊寺通りの配水管布設替え工事が予定よりも、当初見込んだよりも国の事情等により少なかったということで減額というふうになっております。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第26号、平成26年度平泉町水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第26、議案第27号、平成27年度平泉町一般会計予算、日程第27、議案第28号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計予算、日程第28、議案第29号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第30号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、日程第30、議案第31号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計予算、日程第31、議案第32号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計予算、日程第32、議案第33号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、日程第33、議案第34号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、日程第34、議案第35号、平成27年度平泉町水道事業会計予算を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

予算特別委員長（佐藤孝悟君）

委員会審査報告、議案第27号、平成27年度平泉町一般会計予算、議案第28号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第29号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第31号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第32号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第33号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、議案第35号、平成27年度平泉町水道事業会計予算、本委員会に付託された上記議案について、3月13日、16日の両日間にわたり審査した結果、次の意見を付して、原案に賛成すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

審査意見1、財政の運営に当たっては、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、基金の取り崩しを慎重にされたい。行政改革を進め、積極的に経費節減を図り、効率的、効果的な事務執行に努められたい。

2、人口減少対策として、定住化促進及び企業誘致を積極的に取り組まされたい。

3、農業振興政策の積極的な促進と、道の駅に対する生産者の体制整備を図られたい。

4、新平泉町総合計画の後期計画策定に当たっては、前期計画を精査し、町民のニーズに合った計画とされたい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

これから、日程第26、議案第27号、平成27年度平泉町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第28号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第29号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第30号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐々木雄一君）

起立多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第31号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第32号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第33号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第34号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第35号、平成27年度平泉町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

議長 (佐々木雄一君)

再開いたします。

日程第35、議案第36号から日程第37、議案第38号まで条例案件3件を一括議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案第36号から議案第38号までの条例案件3件につきまして、それぞれ提案理由をご説明申し上げます。

議案書その2の1ページをお開き願います。

議案第36号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、町長及び副町長の給料月額を減額を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、2ページでございます。

議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、教育長の給料月額を減額を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、3ページでございます。

議案第38号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、人事院の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたしますと思います。

議 長（佐々木雄一君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第36号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案第36号の補足説明に入らせていただく前に、今回の追加条例3議案の改正内容につきまして、経緯を簡単に説明させていただきます。

今回の条例の改正につきましては、平成26年8月に人事院から国家公務員の給与についての勧告がなされ、その勧告内容を基本といたしまして平泉町職員組合との交渉を行い、平成26年4月1日にさかのぼり平均0.3%の給料月額引き上げ等の内容について妥結し、その結果に基づく関係条例を昨年の12月議会定例会に提案したところでしたが、内容の説明不足等もございまして同意をいただけませんでしたことから、その後2度にわたりご説明を行い、本年1月の臨時議会に再提案し、可決いただいたところでございます。

また、他の重要な勧告内容といたしまして、給与制度の総合的な見直しとしまして、平成27年4月1日から平均2%の給料月額の削減勧告がなされたことに伴いまして、引き続き職員組合との交渉を重ねてきたところでございます。今般その内容につきまして妥結を見ましたことから、関係条例の改正につきましてお願いするものでございます。

また、町長、副町長、教育長の給料月額につきましても、関連して削減しようとするものでございます。

削減額の内容につきましては、3月12日に平泉町特別職報酬等審議会を開催いたしましてご審議をいただき、答申をいただいた内容のものとなっております。

なお、今回の条例改正に伴います予算につきましては、6月議会定例会におきまして補正予算議案として提出させていただく予定でございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

それでは、議案書その2の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第36号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案第36号、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の改正は、町長及び副町長の給料月額削減を行おうとするもので、町長、副町長ともに5%の削減を行うこととし、附則第14項の次に第15項として、「町長及び副町長に支給する給料は、平成27年4月から当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、町長にあっては月額64万9,800円、副町長にあっては月額53万2,900円とする」と変更するものでございます。「ただし、同条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条第1項に定める額とする」を加えようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

何点かにわたってお聞きしたいと思います。

1点目は、先ほど総務課長からる説明がありましたが、職員の給料を引き下げることによって、町長、三役が引き下がるのだということでしたが、そのほかに理由はないわけですか。その

辺のところをひとつお聞きしたいです。

それから、2点目は、予算は6月補正という話です、今回出していませんから。6月の段階でこの案が出されるべきで、追加で出されるというのはちょっと変なのではないかなというような気がします、理由とといいますか、この急いだ理由、4月に急いだ理由、その辺のところをちょっとお聞きしたい。

それから、3点目は、三役、特に教育長の給与は51万4,000円です。職員より上回っているのかどうか、その上の職員はいないのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、4点目は、手当の関係はこの減額した金額ではなくて、もとの金額に掛ける幾ら幾らという、そういう期末手当の支給の仕方をするというように聞きましたが、それでいいのかどうか。その4点ちょっとお聞きしておきたい。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まず初めに、今回の特別職の給料の引き下げ理由は、一般職が引き下げたことに伴うものだけかと、その他にないのかというようなご質問でございますけれども、この削減案につきましては、いずれ組合と交渉する中で妥結いただいたと。いずれ平均2%ではございましたけれども、ゼロ%から4%の間での引き下げでございました。最大が4%ということもございまして、特別職においても、町長のほうから応分の削減をしなければならないという提案が出されたところでございます。

それで、5%という申し出がございましたので、それにつきまして3月12日に報酬等審議会を開かせていただきまして、その中で答申をいただいた内容で改正をさせていただいたところでございますので、その他の理由はございません。

それから、もう一つ、追加提案、本来であれば、予算措置は6月補正ですということであれば、6月でもよかったのではないかなというところでございますけれども、いずれ当初から、今回の内容につきましては、平成26年4月1日にさかのぼって0.3%を引き上げるという内容の提案と同時に、この提案は組合のほうに申し入れしていた内容でございます。

ということで、これについては平成26年度中、いずれ最終的には3月の定例議会中に提案したいということで、当初から当局のほうでは考えていたところでございます。それについて、交渉の中でそれぞれ努力を重ね、今般妥結をいただいたことから提案をさせていただいたところでございますので、当初の内容で交渉を進めてきて、この時期追加提案というふうに至ったところでございます。本来であれば、当初から議案書に計上するところでもございましたけれども、そういう内容で、本日の最終日の追加提案ということになったところでございます。

それから、教育長の給与の額は一般職より上回ることがないのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、上回ることはございません。具体的な額は申し上げられませんが、逆転現象は間違いなく起こりませんので、その辺はご了承いただきたいというふうに思っております。

それから、手当についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり手当等につきましては、現給保障ということで経過措置が設けられてございますので、その内容に基づきまして措置されるということになるわけでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

今そういう説明を受けましたが、やはり当初予算できちんと、あれだけ12月議会でかんかんがくがくやったわけですから、それを反省点として上げれば、追加でちょこっとの時間で、最後の時間でかちかちと決めるというのはおかしい話なので、特に反対とか何とかということではなくて、ルールとしてそういったような線をきちんとやるべきではなかったのかなというような気がしますが、町長の見解どうですか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まず、結論から申せば、議員おっしゃるとおりだというふうに認識いたしております。今総務企画課長のほうからもご説明したように、いずれ12月の議会のときに、私の対応のまずさからああいった結果になりまして、議会前の労使の交渉ではいずれ新年、時間もあれですから、年明け早々次の交渉を進めるということでお話をしておりましたけれども、私の不徳の致すところでありまして、そういった時間の中で、1月中の交渉には次の交渉に移れる状況でなかったもので、2月、いずれ当初予算で提案しようとする中で鋭意努力させていただきましたが、結果として追加ということになりましたけれども、今後はこういうことのないようにさらに努力してまいりたいと思いますので、ご了承賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

進行してよろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第36号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長 (岩淵毅志君)

それでは、議案書その2の2ページでございます。

議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案第37号、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の改正は、教育長の給料月額削減を行おうとするもので、5%の削減を行うこととし、附則第12項の次に第13項として、「教育長に支給する給料は、平成27年4月から当分の間、第2条の規定にかかわらず、月額51万4,900円とする。ただし、同条第3条第2項の規定による期末手当の額算定の基礎となる給料月額は、同条第2条に定める額とする」を加えようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 (佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書その2の3ページでございます。

議案第38号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案第38号、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、改正文第1条についてでございます。新旧対照表の現行欄の第5条第6項中の4行目から7行目までのアンダーライン分、（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号級）を削り、改正後、欄のようにしようとするものでございます。

次に、今回の改正の主体となります一般職の職員の俸給表を改定するもので、現行の給料月額を平均で2.0%削減しようとするものでございます。内容は、現行欄の下段の別表第1（第4条関係）の俸給表を改正後欄の下段の別表第1（第4条関係）俸給表に改正しようとするものでございます。

次に、議案書その2の5ページの裏をお開きいただきたいと思います。

下段の改正文、第2条についてでございます。本文で説明をさせていただきますが、平成18年平泉町条例第20号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正でございまして、附則第7項中「（規則に定める職員を除く。）には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を平成27年4月1日からとし、第2項では、施行日前の異動者の号給の調整を、第3項から第6項では、給料の切りかえに伴う経過措置を、第7項では、この条例の施行に関し必要な事項は規則へ委任する旨をそれぞれ規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

何点かお聞きしますが、今回の議会で、先ほどの6月の関連もありますけれども、県下で幾らぐらい、自治体でこれを3月にかけているというのはどれだけあるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、組合との話し合いは何回ぐらいでどのようになっているのかということもお聞きしたいと思います。

それから、今あえて賛成とか反対とかと言う前に、人勤がちょっと何か狂ったような格好になっているというのが自治体の新聞を見るとよく出てきますが、人事院が2%減というのは、勧告内容も私も見ましたけれども、2%減にするというのは総合的見直しと称して政府が主張している話なのです。だから、政府が2%を減じるという、人事院勧告でこんな上げるべきだと、下げるべきだと、2つも一緒に勧告するなんていうのはもってのほかなのだ、もともとが。

だから、これはもう完全に人事院が政府に現認をしたという、そういう表現を使っているわけですが、政府の言うとおりになってしまったと。人事院勧告制度がおかしくなってきたというような話が載っていますが、いずれそういったような状況にあるわけです。

それで、2%を減じるというのは、3年間で2%ずつを減じるのだから、3年間で2%を減じるのだから、その辺のところはちょっとまだ曖昧模糊としているような気がするのですが、その辺のところはどうなのでしょう。その辺のところもちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、今賃上げが、トヨタが4,000円とか、何々が3,000円とかとあります。そうすると、人事院は嫌でも、このように決めたにしても、いや、でも8月にはまた勧告出さなければだめだと思うのです。だから、そのときにどうするのか。こっちは下げる、そっちは上げる、もうわけわからないような状態になるのではないかなと思うのですが、知っている範囲内でそれらの関係についてちょっと話をさせていただければと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まず初めに、今回の4月1日からの2%の引き下げと同じような交渉を県下でどのような形で進めているかという状況でございます。私が今持っている情報につきましては、当町含めまして県下で3つというのは確認してございます。滝沢市と紫波町、これは同じく提案するというふうな情報を得てございます。そのほかにも何か所かあるような情報は聞いてございますけれども、まだその具体的な情報をいただいておりませんので、今現在では3市町というところでございます。

それから、交渉の経過でございますけれども、具体的に今回の交渉に移行してからは、労使交渉は5回でございます。

ただ、この内容の提案をしたのは、前回の平成26年4月1日にさかのぼって0.3%引き上げるという交渉を始めた段階で、既にその段階で提案してございますので、それらの関係からしますと6回は交渉しているというような状況でございます。3月11日にその結果について妥結を見たというところでございます。

それから、2%減の内容、これは政府が介入したような感じになっているのではないかというように指摘でございますけれども、その是非については別といたしまして、基本となる公務員の給与制度の基本となるべきものは、やっぱり国が策定する俸給表が基本となるべきものだと考えてございます。

ただ、それぞれの自治体によります地域的な差は、水準ということが出てくるわけでございますので、水準については、それぞれの労使の協議、あとは地場の状況等を勘案しながら水準を定めていくべきものというふうなことで考えてございますので、今回は国の人事院勧告の総合的見直しということございまして、これはいずれ今までの勧告の中で、国でございますから官民較差は大分縮まってきているというところの勧告は出されてございますけれども、ただ、やっぱり低水準の地域については、まだまだ公務員と民間との較差があるというような指摘があるということに鑑みまして、今回全国47都道府県のうち5県を除くほかの自治体では、県としても、県の人事委員会もこのような、同じような勧告を出しているところでございますので、それらの内容に従ったこと、内容を基本といたしまして、これまで団体交渉を進めてきたという経過でございます。

それから、経過措置の考え方はすけれども、国が、人事院が示しているものは、経過措置として現給保障を3年間というふうに国は勧告しているところでございますけれども、今回の交渉の中では、3年間という期間は定めないということで、いずれ新たに削減されます給料表の中で、現給に追いつくまではというふうな状況で、しばらく当分の間は現給を保障していくような内容というふうになっているところでございます。

それから、今後の人勧並びに民間の大手の状況でございますけれども、今それぞれマスコミ等で報道されている内容しかまだ私のほうでは知り得ておりません。

ただ、大手の状況を見ますと、多分この状況は平成27年度の人事院勧告にも反映されてくるものというふうには考えますので、若干の引き上げというものはあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

今お聞きしますと、県下で大体3市町ぐらいだと、こういう話です。ですから、まだまだそんなに急ぐことはなかったのではないかなというふうな気がします。實際上、県自体はほとんど動いていないです。ですから、そういう面ではもう少し時間を見ても、青木町長のことだからはやる気持ちはよくわかるわけですが、もう少し落ちついてよかったのではないかなというふうな気がします。

私は、基本的には賃金交渉は組合と当局だという考え方でおりますから、これに反対するものではありません。ただ、矛盾点として、本来は反対したいわけですが、妥結したというのに私が反対するというわけにもいきませんから、それは反対はしませんが、ただ、先ほど言ったように

矛盾点が物すごく大きくなって、片方ではもう3,000円も4,000円も上がっているという段階で、片方では、公務員だから、団結権も何もないから、弱い者だから、弱い者いじめはやってやろうというような、そういう形で2%を下げるというのは大変なことだと思うのです。

ですから、そういう面でもう少し冷静に、当町としても、人事院勧告そのものが、この冊子見ると、人事院の本部の冊子を見ると大変なことになっています。ですから、もう少し交渉の段階を本当に重要視して、真剣になって賃金の交渉には当たってほしいなというように思います。町長のちょっと所見をお聞きしたい。それで終わります。

議 長（佐々木雄一君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今回の交渉に当たっては、何と云っても、職員の方々も連日、国からは仕事の量は増えてきていますし、現場も大変な、一生懸命やっただけのことでも事実であります。そういった中で交渉でもありましたし、自分自身もまさに生活給でありますし、そういった意味では、特に給与条例については慎重に進めなくてはならないという、なおかつ紳士協定の中で交渉させていただいた結果であります。しかし、交渉の結果はこうだとしても、いずれ今後もそういった姿勢はやっぱりきちっととりながら、まさに慌てることなく慎重に進めてまいりたいと思いますし、特段のご理解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それではこれから、議案第38号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第38、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の7ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、平泉町平泉字上野台281番地5、氏名、丸山芳広、生年月日、昭和39年4月23日。

この同意案件は、現委員の丸山尚伸委員が平成27年3月29日をもって任期満了となりますことから、新たに丸山芳広氏を委員として選任したいので同意をお願いしようとするものでございます。

それでは、ここで丸山芳広氏の経歴を紹介いたしますが、昭和58年3月に岩手県立一関工業高等学校土木科を卒業され、同年4月に東北測量専門学校に入学、その後測量コンサルタント会社家事手伝いを経て、昭和63年3月から土地家屋調査士丸山芳広事務所を開業、平成15年8月からは社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士会理事を、平成17年8月からは同会の常任理事を、平成23年9月からは同会の業務執行理事を歴任され、活躍されております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時10分

議長（佐々木雄一君）

再開します。

日程第39、同意第2号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の8ページをお開きください。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町長島字東岳52番地、氏名、石川二三夫、生年月日、昭和31年3月14日。

この同意案件は、現委員の千葉秀樹委員が平成27年3月31日をもって定年退職となりますことから、今回新たに職員代表委員として石川二三夫氏を選任したいので同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時13分

議長（佐々木雄一君）

再開します。

日程第40、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の9ページをお開きください。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字西風39番地25、氏名、石川長善、生年月日、昭和22年3月29日。

この諮問案件は、石川長善委員が平成27年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員として推薦したいので意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては原案に異議のないことを答申することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時16分

議 長（佐々木雄一君）

再開します。

日程第41、発議第1号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

提出者、阿部正人です。

それでは、発議第1号、賛成者、升沢博子議員、寺崎敏子議員、石川章議員、佐藤孝悟議員。

朗読します。

平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

裏面をご拝聴願います。

平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平泉町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。経過措置であります、2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第42、発議第2号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

発議第2号、提出者、寺崎敏子。賛成者、升沢博子議員、高橋幸喜議員、佐藤孝悟議員、小松代智議員、佐々木一治議員。

集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

ページをめくっていただきます。

集団的自衛権行使容認に反対する意見書（案）でございます。

国は、立憲主義を否定する集団的自衛権の行使を認めずに、憲法を守り、生かすよう強く要望する。

理由。政府は、これまで歴代政権が憲法上できないものとしてきた集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行った。しかも、憲法改正を国民に問うものでもなく、また、立法府であり国権の最高機関である国会での議論も行わずに、与党内で調整をしたのみで行われたものである。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという政治原則（立憲主義）を規定している。それを時々の政府の都合で解釈を変えられるようになれば、憲法は憲法でなくなり、これまでの国の形を大きく変えるだけでなく、民主主義を大本から破壊することにつながるものと言える。

よって、国においては、戦争のない平和な日本、平和なアジアと世界を目指す立場から、現憲法下において集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月18日、岩手県平泉町議会。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

反対ということで討論します。

私は、先ほど申しましたように、やはりこの集団的自衛権の件につきましては、趣旨の理解をもう少し深めたいというふうに思いますし、金銭だけでなく武力行使、こういったものには必ずもつながるといふことの賛成ではないのですけれども、やはりこれは、場合によっ

ては有益もあり得るのだらうということでもあります。

そのような観点からして、私はもう少し理解を深めたいということで反対します。
以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

次に、原案に賛成の発言を許したいと思いますが。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

私も発議人の一人ですから、賛成討論をしたいと思いますが。

いずれこの安倍内閣の暴走だと言われているのです。このままいくとあらゆるところに自衛隊が派遣されて、今まで自衛隊も一人も殺さない、殺されないというような状態にあったわけですが、それがついに人殺しの戦争に駆り出される。これは、自衛権といってもほとんどアメリカを想定して、アメリカの追従で行っているわけですから、アメリカがどういうところに行っているかということ、イラクとかいろんなカンボジアとか、そういったような段階とか、いろんな国に派遣しているわけです。ですから、安倍総理がそういう線でこれは必要なんだと言え、どこでも派遣できるというような、そういう解釈なのです、この解釈は、閣議決定は。

ということで、大変危険な状態になっている。憲法があってもなくてもいいような状態になっているというような、憲法を超えてそういう権利を安倍総理が持っているような状況になっているということですから、これに対する反対というのはやはり強行に頑張っていないとだめなのではないかなということ、私はこの意見書に賛成するものです。よろしくお願いします。

議長（佐々木雄一君）

ほかにありませんか。

それでは、原案に反対の発言を許したいと思いますが、ございませんか。

それでは、これで討論を終わります。

これから、発議第2号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐々木雄一君）

起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第43、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成27年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり本議会の議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、平成27年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において指名したいと思います。それにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定いたしました。

議 長 (佐々木雄一君)

以上で、本定例会に付議されたすべての議案が議了しました。

閉会宣言をします。ご起立願います。

これをもって平成27年第1回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時29分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄 一

署名議員 石 川 章

同 小 松 代 智